

事故時の措置対象となる物質および油

水質汚濁防止法施行令第2条各号に掲げる26種類の物質及びダイオキシン類	
カドミウムおよびその化合物	シス - 1, 2 - ジクロロエチレン
シアン化合物	1, 1, 1 - トリクロロエタン
有機リン化合物	1, 1, 2 - トリクロロエタン
鉛およびその化合物	1, 3 - ジクロロプロペン
六価クロム化合物	チウラム
ヒ素およびその化合物	シマジン
水銀およびアルキル水銀その他の水銀化合物	チオベンカルブ
ポリ塩化ビフェニル	ベンゼン
トリクロロエチレン	セレンおよびその化合物
テトラクロロエチレン	ほう素およびその化合物
ジクロロエタン	フッ素およびその化合物
四塩化炭素	アンモニア, アンモニウム化合物,
1, 2 - ジクロロエタン	亜硝酸化合物および硝酸化合物
1, 1 - ジクロロエチレン	ダイオキシン類
水質汚濁防止法施行令第3条の3各号に掲げる7種類の油	
原油	灯油
重油	揮発油
潤滑油	動植物油
軽油	